



岐 阜 労 働 局 発 表
平成 29 年 7 月 12 日 (水)

担 当	岐阜労働局 労働基準部 健康安全課
	課 長 澤田 幹男
	労働衛生専門官 勝股 光悦
	電話 058 - 245 - 8103

労災保険給付データに基づく熱中症の発生状況について 7月は「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の重点取組期間です

- 1 本年の夏季は、前年より平均気温が高くなることが予想されており、梅雨が明けて夏本番を迎えるにあたり熱中症による労働災害の多発が懸念されることから、今般、初めて労災保険給付データに基づく熱中症の発生状況を取りまとめましたので公表します。
- 2 昨年(平成 28 年)、岐阜県内の労働基準監督署において労災保険の療養補償給付請求を支給決定(労災認定)した熱中症の被災者数は、91 人で前々年(平成 27 年)に比べて、17 人(23%)増加しています。
主な業種別では、製造業が 43%、建設業が 34%を占め、この二つの業種で全体の約 4 分の 3 を占めています。
また、作業場所が屋内、屋外のいずれであっても大差なく熱中症が発生していることから、あらゆる職場において熱中症の予防対策に取り組むことが重要です(別添資料参照)。
- 3 本年、岐阜労働局では、厚生労働省等が主唱する「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(実施期間 5 月～9 月)を広く展開し、実施要綱(別紙参照)に基づき、岐阜県内の職場における熱中症予防対策を推進しているところではありますが、7 月は特にキャンペーンの重点取組期間として県内 7 か所の労働基準監督署と連携して、個別に事業場へ訪問した際や各種講習会等においてリーフレットを配布するなどにより事業場への熱中症予防対策の取組強化を呼びかけています。

【参考】リーフレット「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」
リーフレット「熱中症を防ぎましょう!!」

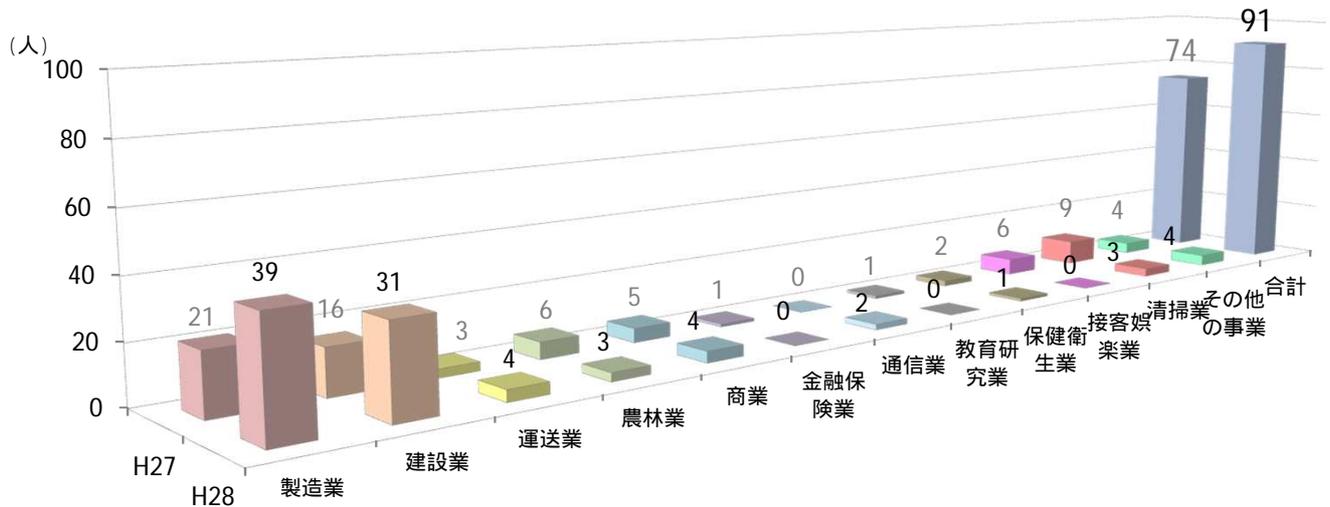
岐阜県内の事業場における熱中症の発生状況 (平成27年・平成28年)

岐阜労働局 労働基準部 健康安全課

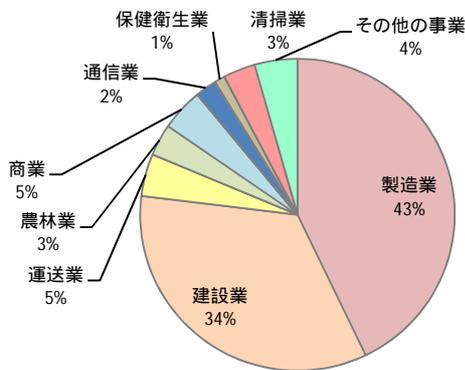
表：年別の主な業種別の発生状況

業種	製造業	建設業	運送業	農林業	商業	金融保険業	通信業	教育研究業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃業	その他の事業	合計
H27	21	16	3	6	5	1	0	1	2	6	9	4	74
H28	39	31	4	3	4	0	2	0	1	0	3	4	91

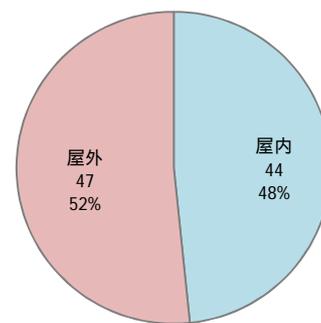
グラフ1：主な業種別の平成27年発生分と平成28年発生分の対比



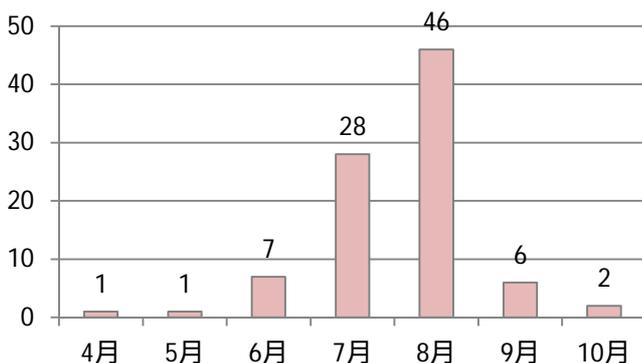
グラフ2：主な業種別の発生割合（平成28年発生分）



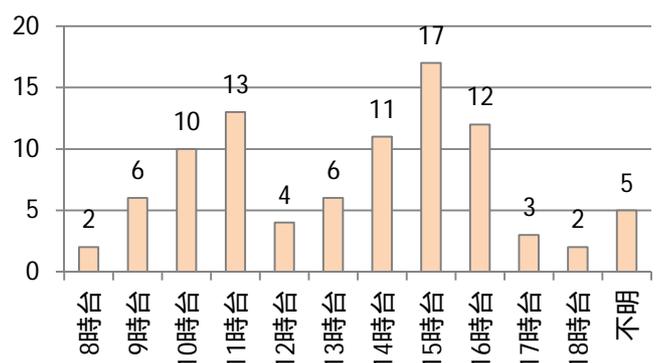
グラフ3：作業場所別の発生割合（平成28年発生分）



グラフ4：月別の発生状況（平成28年発生分）



グラフ5：発生時間別の発生状況（平成28年発生分）



この表及びグラフは、労災保険の療養補償給付請求の支給決定(労災認定)事案を集計したものです。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱

1 趣旨

熱中症については、第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）において、重点とする健康確保・職業性疾病対策の一つとしてあげられており、平成20年から24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上死傷者の数（各期間中（5年間）の合計値）を20%以上減少させる、との目標が設定されている。これまで、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年、重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであるが、12次防期間中の発生件数は、平成29年1月現在の速報値で、平成20年から24年までの5年間の発生件数の95%に達し、あと1年を残して、12次防期間中の目標件数を上回り、また、80名を超える労働者が死亡している状況にある。

このため、熱中症による死亡災害ゼロを目指し、12次防の最終年となる平成29年の下記期間において、事業場における責任体制の確立を含めた熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とし、本キャンペーンを展開することにより、重点的な取組を推進し、今後の効果的な対策の推進の端緒とする。

2 期間

平成29年5月1日から9月30日までとする。

なお、4月を準備期間とし、政府全体の取組である熱中症予防強化月間の7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援

農林水産省、国土交通省

6 主唱者及び協賛者等による連携

(1) 主唱者及び協賛者等による連絡会議の開催

(2) 各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

- ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布
- イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
 - (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例の紹介(チェックリストを含む)
 - (イ) 熱中症予防に資するセミナー等の案内
- ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
- エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
- オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

(2) 各労働災害防止協会等の実施事項

- ア 会員事業場等への周知啓発
- イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
- ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
- エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

(1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本工業規格を満たした WBGT 値(暑さ指数)測定器の普及促進

(2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場の実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値(暑さ指数)の把握の準備

WBGT 値(暑さ指数)測定器については、JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合したものを準備しておく。ただし、放射熱等の影響等により、作業場所によって WBGT 値(暑さ指数)が大きく異なることがあるので、その場合には、容易に持運びできるものを準備しておく。

なお、黒球が付いていない測定器は、日本工業規格に適合しておらず、こうした測定器では、特に屋外や放射熱がある作業場所においては、WBGT 値(暑さ指数)が実際よりも低く表示されることがあるので、これらの場所において作業を行う場合には、必ず黒球が付いているものを準備する。

イ 作業計画の策定等

夏期の暑熱環境下においては、作業を中止すること、休憩時間を一定時間ごとに十分に確保すること、熱への順化期間を設けること等に配慮した作業計画について、あらかじめ、検討及び策定を行う。

ウ 設備対策の検討

WBGT 値(暑さ指数)が基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は臥床することのできる広さのものとする。

オ 服装等の検討

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、平成 28 年 2 月 29 日付け基安発 0229 第 1 号の別表 1 及び別表 2 に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

作業を管理する者であって、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有するもののうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、(2)クの同管理者が行う業務について教育を行う。あわせて、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

(2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値(暑さ指数)の把握

日本工業規格に適合した WBGT 値(暑さ指数)測定器を使用し、WBGT 値(暑さ指数)を随時把握する。作業場所が近い場合であっても、太陽照射の有無などによる輻射熱の影響で WBGT 値(暑さ指数)が大きく異なることがあることに留意する。

WBGT 値(暑さ指数)測定器が準備できなかった場合には、平成 28 年 2 月 29 日付け基安発 0229 第 1 号「平成 28 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」の記の 1 等に記載された方法を参考とする。

なお、建設業労働災害防止協会において、建設現場における熱中症の危険度

を簡単に判定できるフロー図が作成されており、同協会のホームページに掲載されているので、参考とする。

(http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf)

イ WBGT 値（暑さ指数）の評価

WBGT 値（暑さ指数）が別紙の基準値を超え、または超えるおそれのある場合には、WBGT 値（暑さ指数）の低減をはじめとした以下ウ～オの対策を徹底する。

ウ 作業環境管理

（ア）WBGT 値（暑さ指数）の低減等

（１）ウで検討した WBGT 値（暑さ指数）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

（１）エで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることができるよう飲料水、スポーツドリンク等の備付け等を行う。

エ 作業管理

（ア）作業時間の短縮等

（１）イで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。

作業中は心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。

（イ）熱への順化

熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

熱への順化ができていない場合には、特に（ア）に留意のうえ、作業を行う。

（ウ）水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行うとともに、水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

（エ）服装等

(1) オで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経関係の疾患、 広範囲の皮膚疾患、 感冒等、 下痢等

(イ) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、当日の朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行うとともに、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(ウ) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導する。

カ 労働衛生教育

(1) カの教育研修については、期間中、機会をとらえて実施する。特に平成28年2月29日付け基安発0229第1号の別表2に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じたら、体温を測定し、体温が高い場合には、水分摂取や濡れタオルの使用等により体温を下げるように努めつつ、病院に搬送するなどの措置をとる。症状に応じ、救急隊を要請する。

ク 熱中症予防管理者の業務

熱中症予防管理者は、次の業務を行う。

(ア) ウ(ア)のWBGT値(暑さ指数)の低減対策の実施状況を確認すること。

(イ) あらかじめ各労働者の熱への順化の状況を確認すること。

(ウ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること。

(エ) WBGT値(暑さ指数)の測定結果を確認し、その結果に応じ、作業を中止又は中断させること。

(オ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2) ウ(ア)のWBGT値(暑さ指数)の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激なWBGT値(暑さ指数)の上

昇が想定されるが、その場合は、労働者の熱への順化ができていないことから、WBGT 値（暑さ指数）に応じた作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底する。

（イ）水分及び塩分の積極的な摂取及び熱中症予防管理者によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、当日の朝食の未摂取等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT 基準値			
		熱に順化している人		熱に順化していない人	
0 安静	安静	33		32	
1 低代謝率	楽な座位 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) 手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け) 腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作) 立位 ドリル(小さい部分) フライス盤(小さい部分) コイル巻き 小さい電気子巻き 小さい力の道具の機械 ちょっとした歩き(速さ 3.5km/h)	30		29	
2 中程度代謝率	継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土) 腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両) 腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む) 軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする 3.5~5.5km/h の速さで歩く 鍛造	28		26	
3 高代謝率	強度の腕と胴体の作業;重い材料を運ぶ シャベルを使う 大ハンマー作業 のこぎりをひく 硬い木にかんなをかけたりのみで彫る 草刈り 掘る 5.5~7km/h の速さで歩く 重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする 鋳物を削る コンクリートブロックを積む	気流を感じないとき 25	気流を感じるとき 26	気流を感じないとき 22	気流を感じるとき 23
4 極高代謝率	最大速度の速さでとても激しい活動 おのを振るう 激しくシャベルを使ったり掘ったりする 階段を登る、走る、7km/h より速く歩く	23	25	18	20

注 1 日本工業規格 Z 8504(人間工学 WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価 暑熱環境)附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいう。

表 2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき補正值

衣類の種類	WBGT 値に加えるべき補正值()
作業服(長袖シャツとズボン)	0
布(織物)製つなぎ服	0
二層の布(織物)製服	3
SMS ポリプロピレン製つなぎ服	0.5
ポリオレフィン布製つなぎ服	1
限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服	11

注 補正值は、一般にレベル A と呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用してはならない。また、重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできない。

STOP！熱中症 クールワーク キャンペーン

—職場における熱中症死亡ゼロを目指して—

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼります。4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。

厚生労働省では、労働災害防止団体などとの連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症予防への取組を進めましょう！

実施期間

平成29年5月1日から9月30日まで 準備期間4月、重点取組期間7月

H29.4月 準備期間	5月	6月	7月 重点取組期間	8月	9月
----------------	----	----	--------------	----	----

事業場で実施すべき事項

事業場では、期間ごとに次の事項に重点的に取り組んでください。確実に実施したか確認しましょう☑

準備期間(4月1日～4月30日)

暑さ指数(WBGT値)の把握の準備

JIS B 7922 に適合した暑さ指数計を準備しましょう。



作業計画の策定等

暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。



設備対策の検討

簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワーなどにより、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。



休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。



服装等の検討

通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。



教育研修の実施

熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。



熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。



主唱

厚生労働省、

中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

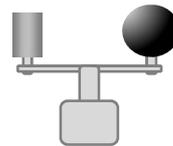
協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

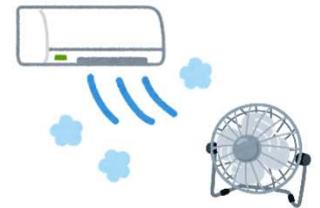
キャンペーン期間(5月1日～9月30日)

暑さ指数(WBGT値)の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。



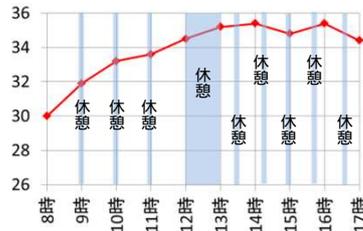
暑さ指数を下げるための設備の設置

休憩場所の整備

涼しい服装等

作業時間の短縮

暑さ指数が高いときは、**作業の中止**、**こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。



熱への順化

暑さに慣れるまで間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしていきましょう。

水分・塩分の摂取

のどが渴いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。



健康診断結果に基づく措置

糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。



日常の健康管理等

睡眠不足や前日の飲みすぎはないか、また当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。



労働者の健康状態の確認

作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

異常時の措置

あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも**異変を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんととっているか



重点取組期間(7月1日～31日)

暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。



特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。

水分、塩分を積極的にとりましょう。



各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意しましょう。

当日の朝食はきちんととりましょう。

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。

異常を認めるときは、ためらうことなく救急車をよびましょう。

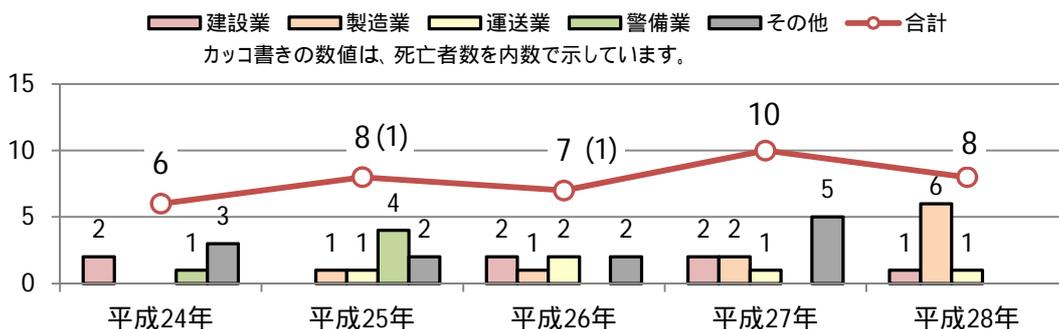


熱中症を予防しましょう!!

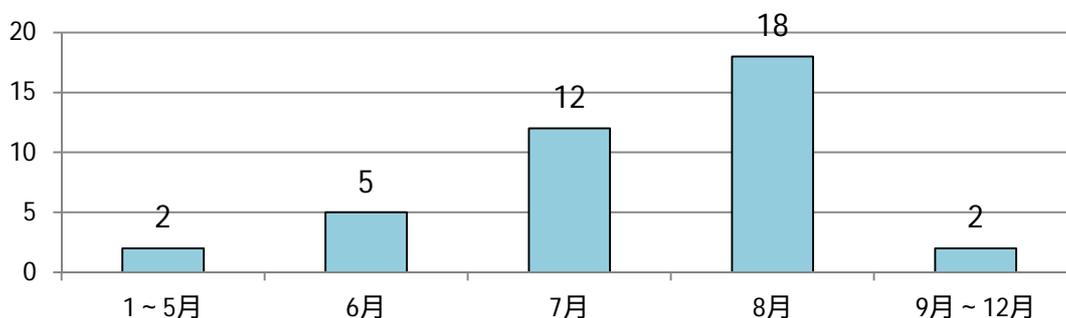
平成28年の岐阜県内の職場における熱中症による死傷者数（休業4日以上、以下同じ）は、8人（死亡者なし）で前年に比べて2人減少しました。（グラフ1参照）また、過去5年間の職場における熱中症による死傷者数の分析結果をみると、月別では8月が最も多く、業種別では製造業が最も多く、被災時の年齢別では50代が最も多くなっています。（グラフ2、グラフ3、グラフ4参照）

STOP!熱中症 クールワークキャンペーン（5/1～9/30）の実施事項の取り組み及び裏面の「職場における熱中症予防対策に係る自主点検」を活用して職場における熱中症を予防しましょう。

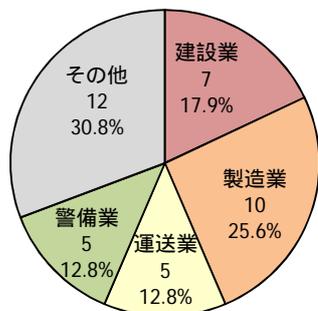
グラフ1：熱中症による休業4日以上死傷者数の推移（岐阜県内 平成24年～平成28年）



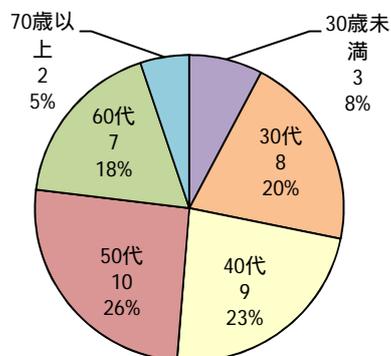
グラフ2：発生月別の熱中症による休業4日以上死傷者数（岐阜県内 平成24年～平成28年）



クラブ3：過去5年間（平成24年～平成28年）の主な業種別の熱中症による休業4日以上死傷者の割合（岐阜県内）



クラブ4：過去5年間（平成24年～平成28年）の被災者の被災時の年齢別の熱中症による休業4日以上死傷者の割合（岐阜県内）



ひとくらし
みらいのために

岐阜労働局・各労働基準監督署

職場における熱中症予防対策に係る自主点検

事業場の各職場における熱中症予防対策は万全か、下記の点検項目をチェックして自主点検を行いましょう。チェック欄が「いいえ」となった項目は、速やかに改善してください。

点 検 項 目	チェック欄
WBGT値(暑さ指数)を把握、活用していますか？ WBGT値(暑さ指数)とは、温度、湿度、輻射熱の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ「℃」で示されます。	はい いいえ
休憩場所は整備していますか？	はい いいえ
計画的に、熱に慣れ、環境に適應するための期間を設けていますか？	はい いいえ
のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？	はい いいえ
労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？	はい いいえ
日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？	はい いいえ
労働衛生教育を実施していますか？	はい いいえ
異常時の措置を講ずることができるよう準備していますか？	はい いいえ
熱中症予防管理者の選任及び責任体制が確立されていますか？	はい いいえ

【熱中症予防対策のポイント】

WBGT値(暑さ指数)を把握、活用していますか？

WBGT値を測定し、熱中症発生のリスクの把握と対策に活用しましょう。

高温多湿作業場所においては、熱を遮る遮へい物、直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根、通風・冷房の設備を設置しましょう。

WBGT値、作業の状況に応じて、連続作業時間の短縮、作業場所の変更などを行いましょ。

WBGT値は市販の機器で測定するほか、環境省のホームページ(環境省熱中症予防情報サイト)から予測値などを入手することも可能です。

休憩場所は整備していますか？

冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょ。

氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょ。

水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、飲料水などを備え付けましょ。

計画的に、熱に慣れ、環境に適應するための期間を設けていますか？

7日以上かけて、高温多湿環境での作業時間を次第に長くしましょ。

のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

体内の水分及び塩分のバランスが崩れたりすることなどによりするなどで発症する障害を総称して熱中症といひます。熱中症により、めまい・失神、筋肉痛、気分の不快、吐き気、意識障害・けいれん・手足の運動障害などの症状があらわれま摂取を確認する表の作成、作業中の巡視での確認などにより、その摂取の徹底を図りましょ。

労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させましょ。

直射日光下では、通気性の良い帽子(クールヘルメット)などを着用させましょ。

日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

糖尿病、高血圧症、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。

・健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底しましょ。

睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。

・日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行ってくだい。

・朝礼などの際に健康状態を確認しましょ。

作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認しましょ。

熱中症を疑わせる症状が現われた場合には以下の救急措置をとり、必要に応じ救急隊を要請し医師の診察を受けさせてくだい。

ア 涼しい日陰が冷房が効いている部屋などへ移す。

イ 衣服を脱がせ、氷などで首、脇の下、足の付け根などを冷やす。

ウ 自力で可能であれば水分・塩分を摂取させる。

労働衛生教育を実施していますか？

管理者、作業員に熱中症に関する労働衛生教育を雇い入れ時や新規入場教育に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施しましょ。

異常時の措置を講ずることができるよう準備していますか？

少しでも本人や周りが異常を感じたら、体温を測定しましょ。

体温が高い場合は、水分摂取や濡れタオルの使用等により体温を下げることに努め、病院への搬送の措置をとり、症状に応じて救急隊を要請が必要で。

熱中症予防管理者の選任及び責任体制が確立されていますか？

事業場や職場に熱中症予防管理者を選任し、次の業務を励行しましょ。

ア WBGT値(暑さ指数)の低減対策の実施状況を確認すること。

イ あらかじめ各労働者の熱への順化の状況を確認すること。

ウ 朝礼時等の作業開始前に労働者の体調を確認すること。

エ WBGT値(暑さ指数)の測定結果を確認し、結果に応じて作業の中止又は中断させること。

オ 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

事業場や職場に熱中症の予防するための体制を整え、役割分担と明確にしましょ。



日よけ用布(例)